

# 廃棄物焼却炉の規制について

さいたま市生活環境の保全に関する条例

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

さいたま市では「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づき廃棄物焼却炉の規制を行っています。

## 1 規制対象となる廃棄物焼却炉（条例第36条、別表第1号第7項）

廃棄物焼却炉の種類	規模
廃棄物焼却炉	焼却能力 200kg/時未満 かつ 火格子面積 2㎡未満
金属回収炉 (金属の回収を目的として金属に付着している油、樹脂等を焼却する施設)	全てのもの

## 2 設置等の届出（条例第40条第1項、第42条第1項、第4項、第46条第5項）

- ① 届出の種類、要件及び期日については、表1のとおりです。
- ② 届出先は、さいたま市環境対策課です。（P6参照）
- ③ 届出書提出部数は2部です。（控えが複数必要な方は余部を持参してください。）
- ④ 届出義務等の違反は、罰則の対象となります。

表1 条例に基づく届出

届出の種類	届出の要件	届出の期日
設置届	施設の設置	事前に（設置工事の開始の日の60日前まで※）
変更届	施設の構造等の変更	事前に（設置工事の開始の日の60日前まで※）
使用廃止届	施設の廃止	廃止日から30日以内
氏名変更届	代表者・社名等（名称、住所、所在地）等の変更	変更日から30日以内
承継届	施設の譲渡・相続・合併等	承継日から30日以内

### ※ 実施の制限（条例第45条）

その届出の日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る指定施設の設置又は変更ができません。

### 3 定期的な排出ガスの測定 (条例第58条、規則第41条第1項、第2項及び第3項、別表第2)

表2に記載された頻度で、ばい煙濃度等を測定し(小規模焼却炉\*を除く)、その結果を3年間保存しなければなりません。

なお、排出ガス測定が必要な焼却炉の煙突には、測定のための測定孔(下記参照)を必ず設置してください。また、測定のための足場等の設置にも配慮してください。

※ 小規模焼却炉：(火格子(又は火床)面積が $0.3\text{m}^2$ 未満であり、焼却能力が1時間当たり $30\text{kg}$ 未満であり、かつ、燃焼室容積が $0.42\text{m}^3$ 未満の廃棄物焼却炉)

表2 排ガス測定の頻度

項目		回数	備考
濃度	ばいじん	年に2回以上	排出ガス量が $4\text{万m}^3/\text{時}$ 以上の施設の場合は2ヶ月に1回以上
	塩化水素		
度	ダイオキシン類	年に1回以上	ダイオキシン類の排出基準が適用される施設
量	硫黄酸化物	2ヶ月に1回以上	硫黄酸化物排出量が $10\text{m}^3/\text{時}$ 以上の施設

(注1) 排出ガス測定は排出基準が定められている項目に限ります。

(注2) 小規模焼却炉は排出ガス測定の義務はありません。

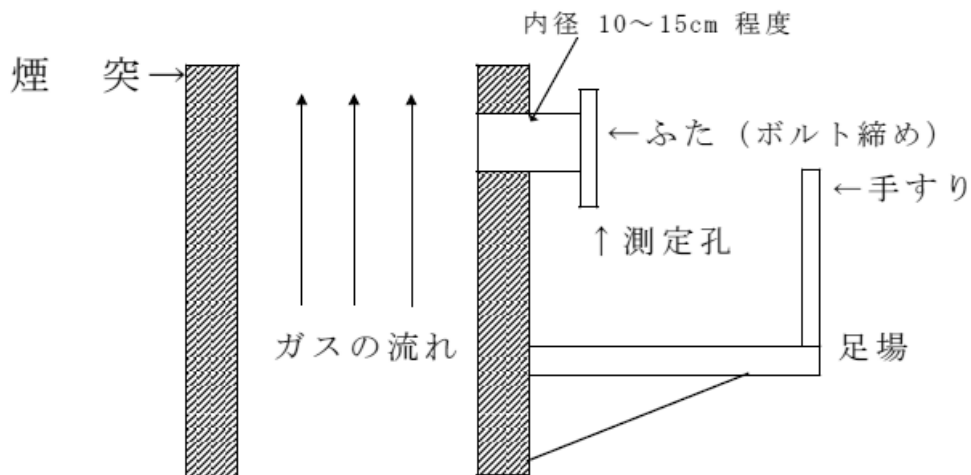
(注3) 測定業者の紹介・問い合わせ先：一般社団法人埼玉県環境計量協議会 (TEL 048-646-5727)

[参考] 測定孔の設置について (JIS Z 8808)

設置場所：煙道が直線状で、太さに変化のない場所に設置してください。

形状：内径が $10\sim 15\text{cm}$ 程度のもので、測定時以外は適当なふたで密閉しておけるものにしてください。

※ 下図の例を参考にしてください。



※ 煙道の断面積が $0.25\text{m}^2$ を超える円形断面の場合は、直交する直径線上に2箇所の測定孔を設置してください。

#### 4 規制基準の遵守等 (条例第37条第1項及び第2項、第48条、規則第22条、別表第2)

廃棄物焼却炉には、「排出基準」と「構造基準・維持管理基準」が適用されます。  
排出基準に適合しない場合や改善命令に従わない場合は、罰則の対象となります。

排出基準違反：6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

改善命令等違反：1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

##### (1) 排出基準 (条例施行規則第22条、別表第2第1号～3号)

以下の4項目に排出基準が定められています。

表3 排出基準<sup>\*1</sup>一覧表

項目	新設 <sup>*2</sup>	既設 <sup>*2</sup>	備考
ばいじん (g/m <sup>3</sup> )	0.15	0.25	焼却能力が30kg/h以上の施設 <sup>*3</sup>
塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> )	500	500	焼却能力が30kg/h以上の施設 <sup>*3</sup>
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	5	10	焼却能力が100kg/h以上の施設 <sup>*3</sup>
硫黄酸化物 (m <sup>3</sup> /時) <K値規制>	$K^{*4} \times 10^{-3} \times He^2$	$K^{*4} \times 10^{-3} \times He^2$	焼却能力が 30kg/h 以上の施設 <sup>*3</sup> 施設ごとに許容限度を算出

※1 ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類の濃度については、標準酸素濃度12%換算値

※2 廃棄物焼却炉（金属回収炉を除く。）のうち、平成11年4月1日以前に設置していた施設を「既設」、同日以降設置した施設を「新設」と区分します。

※3 大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の規制対象施設を除きます。（各法令に基づく排出基準が適用されます。）

※4  $K=14.5$

(2)構造基準・維持管理基準（規則第22条、別表第2第4号、第5号）

- 1つの事業所内に複数の条例対象廃棄物焼却炉を設置している場合は、その施設の規模（焼却能力、火格子・火床面積、焼却室容量）を合算した区分の基準が適用されます。
- 埼玉県生活環境保全条例の施行日（平成14年4月1日）前に現に設置されていた焼却能力200kg/時以上又は火格子面積2㎡以上の金属回収炉については構造基準及び維持管理基準の適用は当分の間猶予されます。

ア 焼却能力が1時間当たり100kg以上の廃棄物焼却炉（火格子及び火床面積1㎡、燃焼室容積1.4m<sup>3</sup>以上）（エを除く。）

構 造 基 準	維 持 管 理 基 準
<p>① 次の要件に該当する燃焼室</p> <p>イ) 燃焼ガスが800℃以上で焼却できるもの</p> <p>ロ) 燃焼ガスが、800℃以上の状態で2秒以上滞留できるもの (新設施設のみ適用)</p> <p>ハ) 外気と遮断されたもの</p> <p>ニ) 燃焼ガスを速やかに800℃以上にし、これを保つための助燃装置を備えたもの</p> <p>ホ) 燃焼に必要な空気量を調節できる空気供給装置を備えたもの</p> <p>② 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃焼室に投入できるものであること (ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く)</p> <p>③ 集じん器流入ガスの温度を200℃以下に冷却できる冷却設備</p> <p>④ ばいじんの除去を高度に行うための機能を有するばい煙処理設備</p> <p>⑤ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留できる灰出し設備と貯留設備</p> <p>⑥ ばいじん又は焼却灰が飛散流出しない構造の灰出し設備</p> <p>⑦ 燃焼ガス及び集じん器流入ガスの温度並びに排出ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、記録する装置</p>	<p>① 燃焼室内の燃焼ガス温度を800℃以上に保つこと</p> <p>② 廃棄物等の燃焼室への投入を外気と遮断された状態で定量ずつ行うこと（ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く）</p> <p>③ 焼却灰の熱しやく減量が10%以下になるように焼却すること</p> <p>④ 運転開始時に、助燃装置を作動させること等により炉温を速やかに上昇させること</p> <p>⑤ 運転停止時は、助燃装置を作動させること等により炉温を高温に保ち、完全に廃棄物等を燃焼し尽くすこと</p> <p>⑥ 集じん器流入ガスの温度を200℃以下に冷却すること</p> <p>⑦ 冷却設備及びばい煙処理設備にたい積したばいじんを除去すること</p> <p>⑧ ばいじんを焼却灰と分離排出し、貯留すること</p> <p>⑨ 排出ガス中の一酸化炭素濃度を100ppm以下とすること</p> <p>⑩ 燃焼ガス及び集じん器流入ガスの温度並びに排出ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定、記録すること</p>

イ 焼却能力が1時間当たり30kg以上100kg未満の廃棄物焼却炉（火格子及び火床面積0.3㎡、  
 燃焼室容積0.42㎡以上）（ア、エを除く）

構造基準	維持管理基準
① 次の要件に該当する燃焼室 イ) 燃焼ガスが800℃以上で焼却できるもの ロ) 外気と遮断されたもの ハ) 燃焼ガスを速やかに800℃以上にし、これを保つための助燃装置を備えたもの ニ) 燃焼に必要な空気量を調節できる空気供給装置を備えたもの ② 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃焼室に投入できるものであること（ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く） ③ ばいじんの除去を行うための機能を有するばい煙処理設備 ④ ばいじん又は焼却灰が飛散流ししない構造の灰出し設備 ⑤ 燃焼ガスの温度を連続的に測定するための装置	① 燃焼ガス温度を800℃以上に保つこと ② 廃棄物等の燃焼室への投入を外気と遮断された状態で定量ずつ行うこと（ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く） ③ 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること ④ 運転開始時に、助燃装置を作動させること等により炉温を速やかに上昇させること ⑤ 運転停止時は、助燃装置を作動させること等により炉温を高温に保ち、廃棄物等を完全に燃焼させてから停止すること ⑥ ばい煙処理設備にたい積したばいじんを除去すること ⑦ 燃焼ガス温度を連続的に測定、1時間に1回以上記録すること

ウ 焼却能力が1時間当たり30kg未満の廃棄物焼却炉  
 （ア、イ及びエを除くすべての施設）

構造基準	維持管理基準
① 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスが800℃以上で焼却できるもの ② 燃焼に必要な空気の通風が行われるもの ③ 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃焼室に投入できるものであること（ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く） ④ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置 ⑤ 燃焼ガスの温度を測定するための装置	① 燃焼ガス温度を800℃以上に保つこと ② 廃棄物等の燃焼室への投入を外気と遮断された状態で定量ずつ行うこと（ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く） ③ 運転停止時は、助燃装置を作動させること等により炉温を高温に保ち、廃棄物等を完全に燃焼させてから停止すること ④ 燃焼ガス温度を1時間に1回以上測定し、記録すること

エ ガス化改質方式の廃棄物焼却炉（廃棄物等をガス化し、得られたガスを改質して一酸化炭素、水素等の燃料等を得る方式の施設）

ガス化改質方式の廃棄物焼却炉には通常の廃棄物焼却炉とは異なる基準が定められています。

注) これらの内容は条例で定める構造基準維持管理基準を要約したものです。詳細は規則別表第2を参照してください。

◎ 野外焼却における焼却行為の規制について（条例第49条、第50条）

「さいたま市生活環境の保全に関する条例」により、燃焼に伴ってばい煙又は悪臭を発生させるおそれがある物（廃棄物、樹脂、木材、油脂類、布、紙、草）を基準に適合した廃棄物焼却炉、又は物を燃焼させるために適切な機能を有する燃焼設備を使用しないで燃焼させることを制限しています。燃焼行為の制限に違反した場合は、勧告及び命令の対象となり、命令に従わない場合は罰則（命令違反：50万円以下の罰金）の対象となります。

ただし、公益上、社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺的生活環境に与える影響が軽微については制限の適用が除外されています。

制限の適用が除外される燃焼行為（規則第38条）

- (1) 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な燃焼行為
- (2) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な燃焼行為
- (3) 農業（園芸サービス業を除く。）又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる燃焼行為（樹脂、油脂類又は布を含む燃焼行為を除く。）
- (4) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
- (5) キャンプファイヤー、バーベキューその他屋外レジャーにおいて通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める燃焼行為

◆ 問合せ先

さいたま市環境局環境共生部環境対策課  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話 048-829-1330

FAX 048-829-1991